

平成29年7月18日

保護者様

さいたま市立中尾小学校
校長 岡 義 行

緊急時の下校の仕方について

盛夏の候、保護者の皆様にはご健勝にてお過ごしのこととお喜び申し上げます。

さて、本校ではさいたま市教育委員会の「震災時における児童生徒の安全確保等の指針」等を踏まえ、「緊急時の下校の仕方について」を作成しております。緊急時に児童を保護者のもとに安全にお渡しするために、以下の内容についてご理解のうえ、ご協力よろしくお願いいたします。

記

1 学校が保護者等へ児童の引き渡しを行う時

(1) 学校が児童を下校させることができないと判断した場合

- ・ 大規模地震でさいたま市において震度5弱以上の揺れがあった場合
- ・ 地震等災害の影響で、電車等の公共交通機関や交通信号機が停止した場合
- ・ 学校が火災及び校舎崩壊、不審者侵入等で児童に危険が及ぶと考えられる場合
- ・ 東海沖等大規模地震発生が予告され緊急避難が必要となった場合

(2) 学校からの連絡について

- ・ 学校安心メール及び Web ページを使い、保護者・地域に引き渡しをお知らせします。(通信関係の寸断により、通じない場合があることも予想されます。)
- ・ 警察署、防犯ボランティア、PTA会長又は役員にできる限りお知らせします。
- ・ 担任は所定の避難場所において児童の引き渡しを完了するまで確実にを行います。

(3) 保護者の対応について

- ・ 引き取り者は、学校へ児童を迎えに徒歩で向かってください。自転車、自動車等は使用しないでください。引き取り者は保護者、または保護者の指定した代わりの者としてします。保護者通学班担当者も可能とします。

(4) 大規模地震でさいたま市において震度5弱以上の揺れがあった場合

- ・ 保護者等引き取り者は、さいたま市において震度5弱以上の揺れが観測された場合、学校からの連絡がなくても児童の引き取りをお願いします。この場合、学校への電話連絡は行わないでください。

2 一斉下校が行われる時

(給食後または5時間目終了後など下校時間を早めることもあります。)

- (1) 台風、風水害及び交通規制・交通渋滞等で児童の登下校が困難と思われる場合
 - ・ 児童は、通学班ごとに通学班担当職員と通学路を通り下校をします。家に誰もいなかった場合は、班の集合場所に戻り通学班担当職員と学校に戻ります。
- (2) 学校からの連絡について
 - ・ 学校安心メール及び Web ページを使い、保護者・地域に一斉下校をお知らせします。
 - ・ 警察署、防犯ボランティア、PTA会長又は役員にお知らせします。
 - ・ 担任は、自宅に保護者が居ない児童または家に入れないう児童を所定の場所に集めます。その児童は、保護者に引渡しをします。
 - ・ 通学班担当職員は通学班の各集合場所まで行き、家に入れないう児童がいないうか見守り、家に入れないう児童と学校に戻ります。保護者通学班担当者(世話人)が預かることも可能です。
- (3) 保護者の対応について
 - ・ 保護者は、学校安心メール及び Web ページを見て、帰宅させては困る場合、学校に連絡をお願いします。
 - ・ 保護者通学班担当者(世話人)は、できるだけ通学班集合場所で待機し、児童の下校の見守りをお願いします。家に入れないう児童がいた場合は、預かるか通学班担当職員または学校に連絡をお願いします。

3 学年ごとの下校が行われる時

(時間割に従い、学年の下校が異なります)

- (1) 地域に不審者及び強盗事件等発生した場合
 - ・ 児童は学年ごとに一斉に下校します。その場合、地区ごとに集団で下校します。
- (2) 学校からの連絡について
 - ・ 学校安心メール及び Web ページを使い、保護者・地域に下校時間をお知らせします。
 - ・ 防犯ボランティアの方に連絡をします。

4 登下校中に震度5弱以上の地震等が発生した場合

- (1) 児童は、学校または家の近い方に行きます。また、危険を伴う場合は、「子どもひなん所 110番の家」等に避難します。
- (2) 学校からの連絡について
 - ・ 学校は、通学路を確認して児童の安否確認を行います。安否確認の結果または途中経過を学校安心メール及び Web ページで保護者に連絡(報告)します。
 - ・ 学校側が保護者等へ児童の引き渡しを行います。引き渡し名簿を使い、引き渡し者への児童の引き渡しを行います。
 - ・ 安否確認のできない児童がいる場合は、保護者に電話等で確認を行います。電話での確認ができない児童には、担任が家庭訪問して安否の確認を行います。
- (3) 保護者の対応について
 - ・ 児童の安否確認のできない保護者は、学校に確認(引き取り)をお願いします。